

魅力ある芦屋のまちづくり これまでとこれからも

芦屋の美しいまちなみは、地勢・風土のなかで人々の暮らしが生み出してきた「たたずまい」として維持してきたものです。良好な景観は、先人が長い時間をかけて作りあげてきたものであり、市民・事業者・市それぞれが、よりよい景観を「まもる・つくる・そだてる」ことが、未来の美しい芦屋のまちづくりにつながります。



芦屋市のまちづくり これまで 質の高い住宅地として発展

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2109

芦屋の景観は古くから自然と暮らしが折りなす風景として表現されてきました。寛政8年(1796年)に刊行された摂津名所図会(1)には「打出浜」と「芦屋里」が掲載されていますが、どちらにも海辺の松林と六甲山が描かれており、芦屋川沿いの松林が海と山をつなぐ緑の軸となって表現されています。明治時代末期の鉄道開通以降、郊外住宅地として注目されるようになり、戦後の「芦屋国際文化住宅都市建設法」制定により質の高い住宅都市として発展してきました。

【芦屋市の景観行政のあゆみ】

昭和26年	芦屋国際文化住宅都市建設法の制定 2
平成7年	阪神淡路大震災 3
平成8年	芦屋市都市景観条例の制定 大規模建築物等の計画に対し指導・助言を行う
平成12年	芦屋市住みよいまちづくり条例の制定 芦屋市宅地開発等指導要綱・芦屋市住みよいまちづくりに関する指導要綱を1本化
平成21年	全国で初めて市域全域を景観法に基づき「芦屋景観地区」に指定
平成24年	芦屋川沿岸の区域を「芦屋川特別景観地区」として指定 4
平成26年	景観法に基づく景観行政団体へ移行 芦屋らしい景観まちづくりを法的に位置づけ
平成27年	芦屋市景観計画の策定
平成28年	芦屋市屋外広告物条例を施行 芦屋のまちなみにふさわしい広告景観の形成を図ることなど、市独自の条例



1寛政8年(1796年)に刊行された摂津名所図会には、芦屋川沿いの松林が表現されています 2「芦屋国際文化住宅都市建設法」は昭和25年に国会で可決、翌年住民投票を経て、昭和26年3月に公布されました 3阪神淡路大震災は本市にも大きな爪痕を残しました 4平成24年に芦屋川沿岸区域を「芦屋川特別景観地区」として指定しました

芦屋市のまちづくり これからも JR芦屋駅南地区まちづくり

問い合わせ 都市整備課 ☎38-2074

本市の南の玄関口である、JR芦屋駅南地区では、本年5月30日に市街地再開発事業の事業計画を決定し、新たなまちづくりが始まろうとしています。

住宅・商業施設などからなる再開発ビルを建設

このまちづくりでは、バスや自動車の乗降スペースを設けた駅前広場や住宅や商業施設からなる再開発ビルを建設します。このビルには子育て支援や市民交流のためのスペースを設け、幅広い世代が子育てや趣味などを通じて、楽しみを共有できる「ふれあい」環境の場を創造していきます。

駐輪場をもっと使いやすく便利に整備

駅周辺に点在している駐輪場を集約化し、利便性の高い駐輪場の整備も行います。このまちづくりに合わせJR芦屋駅のリニューアルも予定されており、コンコースの南北やプラットホームへエスカレーターの設置など、駅舎のバリアフリー環境の整備をJR西日本との相互協力のもと推進していきます。



現在のJR芦屋駅南口



JR芦屋駅南地区計画平面図(参考図)

昭和初期～昭和40年代のJR芦屋駅前



国鉄芦屋駅南口(昭和40年代)



国鉄芦屋駅(昭和39年)



国鉄芦屋駅(昭和初期)